

浅口市公民館条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 30 日

条例第14号

浅口市公民館条例(平成18年浅口市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「、鴨方公民館」を削る。

別表第 1 浅口市鴨方公民館の項を削る。

別表第 2 鴨方公民館の表を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。